

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		老人福祉法第 11 条第 1 項の規定による養護老人ホーム又は特別養護老人ホームへの入所決定
根拠条例・規則等名		さいたま市老人福祉法施行細則
条 項		第 5 条
所 管 部 課		福祉局 長寿応援部 高齢福祉課（電話：048-829-1260）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	さいたま市老人福祉法施行細則第 2 条、第 3 条及び第 4 条による
	設定等年月日	平成 15 年 3 月 31 日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	事案ごとの裁量が大きく、標準処理期間を設定することが困難である
	設定等年月日	年 月 日設定 年 月 日最終改正
備 考		